

資料 7

23水漁第1900号
平成24年3月13日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について(諮問第215号)

海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項の規定に基づき、平成34年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を別添案のとおり定めたいので、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための 基本方針（案）

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号。以下「促進法」という。）第3条第1項の規定に基づき、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ること及び水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することを図るために方針を定めることによって、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的としている。

今回定める第9次基本方針は、今後の海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るに当たっての基本的な指針として、平成19年に定めた第8次基本方針において示した今後の沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等の事項につき、その後の増養殖技術等の漁業技術の発展を考慮して必要な見直しを行ったものである。

この基本方針は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく水産基本計画と同じく10年程度を見通し、目標年度を平成34年度として定め、同計画及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3第1項の規定に基づく漁港漁場整備長期計画と相まつた水産政策の効率的な推進に資するものとする。

第1 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

1 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

（1）増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類

水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域において、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類については、別表に掲げる種類とする。

（2）（1）の種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

9万トン

（注）漁業生産の増大の目標は、原魚・原藻換算の重量である。

2 増殖又は養殖を推進することが適當な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

(1) 増殖又は養殖を行う海域における水温が、増殖又は養殖に係る水産動植物の種類ごとにそれぞれ別表の該当欄に掲げるとおりであること。

(2) 増殖又は養殖を行う海域における水質の基準が、それぞれ次のとおりであること。

水素イオン濃度については、7.8以上8.3以下。

化学的酸素要求量については、あかがい、はまぐり、うちむらさき、あさり若しくはなまこの増殖又はかき、くるまえび若しくはのりの養殖を行う海域においては3 ppm以下、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては2 ppm以下。

溶存酸素量については、ぶり、ふえふきだい、いしだい、いさき、たい若しくはいのかの増殖又ははた、まぐろ、わかめ若しくはてんぐさの増殖若しくは養殖を行う海域においては7.5 ppm以上、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては5 ppm以上。

(3) 増殖又は養殖を行う海域における底質の基準が、それぞれ次のとおりであること。

化学的酸素要求量については、あまだい、はた、ひらめ、かれい、ぱい、あかがい、たいらぎ、ほたてがい、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、うばがい（ほつきがい）、あげまき、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえびの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中20ミリグラム以下、硫化物乾泥1グラム中0.2ミリグラム以下、とりがいの増殖又は養殖を行う海域においては、乾泥1グラム中15ミリグラム以下。

3 1の(2)の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項

1の(2)の目標を達成するため、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域における漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関しては、当該海域の特性及び社会環境に応じ、生産力を持続的に活用するための合理的方策を検討しつつ、促進法第5条第1項の規定に基づく沿岸水産資源開発区域の指定及び当該区域についての促進法第7条第1項の規定に基づく沿岸水産資源開発計画の作成の促進を図るほか、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施する。

(1) 水産環境整備の推進

生態系全体の生産力の向上を目指し、海域の自然条件その他の環境条件や増養殖対象生物の特性に応じ、産卵や幼稚仔の成育、成体の生育の場となる増養殖場の造成や魚礁の設置、藻場・干潟等の造成等をはじめとした計画的な水産環境整備を推進していくこととし、特に以下の点に留意するものとする。

- ア 増殖効果の発揮に向けた栽培漁業や他の資源管理施策との連携の強化
- イ 産卵や成長の各過程における良好な生育環境の確保
- ウ 自然環境等の変化に対するモニタリングと、その結果に応じて事業の実施・管理办法を見直す順応的管理手法の導入
- エ 水産生物の生息場ネットワークが構築されるよう、地方公共団体間での広域的な連携の推進

(2) 栽培漁業の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗の供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を促進するとともに、放流効果の実証に努め、以下によって環境・生態系と調和した効率的な栽培漁業を推進する。

- ア 遺伝的な多様性に配慮した良質な種苗の安定的な確保のための技術開発の推進
- イ 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定に基づき都道府県が定めた基本計画による地域の主体的な取組の促進
- ウ 放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提とする従来の「一代回収型栽培漁業」に加え、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の推進
- エ 漁獲管理及び水産基盤整備と一体的な種苗放流の推進
- オ 多種・少量・分散放流とならないよう対象種の重点化及び効率的な放流の推進
- カ 都道府県の区域を越えて回遊する広域種について、関係する都道府県間の連携・共同組織の構築及び必要に応じ国等も含めた連携体制の推進
- キ 関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等による共同種苗生産体制の構築の推進

(3) 養殖の振興

養殖の効率化を推進するため、養殖施設、養殖作業合理化施設等の整備を促進するとともに、以下によって養殖生産の安定を図る。

- ア くろまぐろ等の種苗生産技術や価格が高騰している魚粉の含有率が低い飼料の開発
- イ 大規模養殖や波浪の強い海域での養殖に必要な技術の開発
- ウ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条第1項の規定に基づく漁場改善計画において設定された適正養殖可能数量の遵守による漁場環境の改善
- エ 天然資源や漁場環境への負荷の少ない養殖手法の開発
- オ 養殖対象生物の疾病に対する予防・診断・治療技術の開発、国内防疫対策及び輸入

防疫対策の推進
力 養殖生産工程管理（G A P）手法の普及

（4）事業主体の連携

水産動植物の増殖又は養殖に係る漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に当たって、国、都道府県、漁業協同組合等は、相互に必要な調整を図りつつ、事業の効率的かつ円滑な実施に努める。

4 その他

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の環境関係法令に基づき、水産動植物の増殖又は養殖を行う海域における水質汚濁の防止を図るとともに、赤潮、漂流ごみ、油濁等による漁場環境の悪化の防止、栄養塩の適正な管理に資する取組の推進等により、水産動植物の生育環境を保全する。

第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項

1 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標

3万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚換算の重量である。

2 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域は、下記のとおりとする。

漁業種類	新漁場の予定海域	主な対象魚種
1 遠洋底びき網漁業	北太平洋中部 北西大西洋 南インド洋	はだかいわし等 からすがれい等 きんめだい等
2 まき網漁業	熱帯太平洋中部 熱帯インド洋	かつお等 かつお等
3 かつお釣り漁業	北太平洋中西部 熱帯太平洋中西部	かつお・まぐろ類 かつお・まぐろ類
4 まぐろはえ縄漁業	熱帯太平洋中東部 南太平洋中東部	まぐろ類等 まぐろ類等
5 いか釣り漁業	太平洋 インド洋	いか類 いか類

3 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項

新漁場における漁業生産の企業化に当たっては、次の事項に十分留意しつつ推進するものとする。

- (1) 対象海域における水産資源の調査研究並びに科学的根拠に基づく資源の持続的利用及び生態系の保全について関係諸国及び国際機関と積極的に協力するよう配慮すること。
- (2) 未利用資源の有効利用、漁業生産の合理化又は漁獲物の付加価値向上のための漁具・漁法、処理加工技術等の開発を図ること。その際、国際競争力の確保に十分留意すること。
- (3) 消費者ニーズに対応するため、漁獲対象魚種の選定や対象魚種の品質等にも十分配慮するとともに、消費者への普及を推進すること。
- (4) 省エネ・省人化技術等の積極的導入を行い、操業の効率化による徹底した経費削減を目指すこと。

第3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

1 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針

(1) 海洋水産資源の管理の対象

管理の対象となる海洋水産資源の種類等は、次によるものとする。

ア 対象となる海洋水産資源の種類

我が国の領海、排他的経済水域等に賦存し、我が国水産業において主要な漁獲対象となっている資源であって、適切な維持・管理を行わなかつた場合、その資源状態が悪化し、又は悪化するおそれのあるもの。

イ 対象となる海域

我が国の領海、排他的経済水域等、我が国の漁業者がアの海洋水産資源を採捕している海域。

ウ 対象となる漁業種類

自主的な管理の対象となる海洋水産資源を、自主的な管理の対象となる海域において利用する漁業種類のうち、農林水産大臣又は都道府県知事の許可その他の処分をする漁業種類及び当該海洋水産資源に対する漁獲による影響が相対的に大きい漁業種類。

(2) 海洋水産資源の管理の方法

管理の方法は、次によるものとする。

ア 基本的な考え方

管理の対象となる海洋水産資源の資源状態や、生物学的特性等を踏まえ、その持続的かつ合理的利用に資する適切な方法により計画的に行うこと。また、自主的な管理に直接的に参加する漁業者による取組の実施のみならず、隣接海域や当該海洋水産資源への漁獲の影響が比較的少ない者も含め、基本的に関係する全ての漁業者の参画を得て行うこと。

なお、漁獲量の制限、漁船隻数の縮減等により漁獲対象魚種の取引分野における競争を実質的に制限しないこと。

イ 具体的な管理の方法

資源の持続的かつ合理的利用の目的に沿って、資源状態や生物学的特性等を踏まえ、産卵親魚量の確保、漁具・漁法、操業区域・期間、採捕のサイズの管理等の管理手法を組み合わせて行うこと。

ウ 資源管理指針・資源管理計画の推進

国又は都道府県が資源管理の基本的な考え方を示した資源管理指針を作成するとともに、当該指針に基づき漁業者による資源管理計画の作成及び当該計画に基づく資源管理への参画を促すことにより、自主的な管理の促進を図ること。

エ 広域漁業調整委員会の活用

対象となる海域が都道府県の区域を越えたり、対象となる漁業の種類が農林水産大臣と都道府県知事の許可その他処分を要する漁業の双方に及ぶ場合にあっては、必要に応じ漁業法（昭和24年法律第267号）第110条第1項の規定に基づき設置された広域漁業調整委員会の機能を活用し、関係者が一体となって取り組む広域的な管理方法を検討する等により、自主的な管理の促進を図ること。

（3）海洋水産資源の管理の期間

対象となる海洋水産資源の生物学的特性等を踏まえ、管理の効果を得るために一定期間継続して行うこととする。ただし、資源状況等に変化が生じた場合には、必要に応じ、自主的な管理の効果等を考慮してその内容等の見直しを柔軟に行うこととする。

2 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するために必要な国の関係行政機関が行う調査の課題及び方法に関する基本的な事項

（1）調査の課題

ア 海洋水産資源の水準等に関する調査の課題

それぞれの地域の漁業において重要な海洋水産資源について、当該漁業による利用状況及び当該漁業の社会的経済的状況を踏まえつつ、その生物学的特性及び生態、当該海洋水産資源が賦存する海域の環境特性等を解明するとともに、当該海域における当該海洋水産資源の資源水準を可能な限り算出するものとし、更にその精度を高めるよう努めるものとする。

なお、全般的に上記の事項に関する知見が少ない海洋水産資源については、まず、生物学的特性、生態、海域の環境特性等を解明するものとする。

イ 管理技術の高度化等に係る調査の課題

生物学的特性等に適合した管理技術の高度化、漁業生産技術の改良等に関する調査を進めるものとする。

（2）調査の方法

ア 資源水準等に関する調査の方法

国は、独立行政法人水産総合研究センター、都道府県、その他関係団体等と連携しつつ各種の資源情報を収集・蓄積するとともに、それらの情報を関係者に提供するも

のとする。

なお、都道府県においても、国と緊密に連携しつつ、国が行う調査の課題及び方法に準じて調査を行うよう努めるものとする。

イ 管理の技術の高度化等に係る調査の方法

大学や県等との連携・協力の下、調査の課題ごとに進めるものとする。

第4 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項

海洋水産資源の合理的利用を図り、水産物の安定供給及び漁業経営の改善に資するため、既存の漁業生産方式を見直し、新たな漁業生産方式の企業化を促進するものとする。特に、漁業生産量の減少や資源をめぐる国際的な動向を踏まえ、徹底した経費削減と単価向上により収益性を向上させるとともに、資源の状況に見合った適正な生産規模と労働力不足に対応するための労働環境改善によって持続的生産及び国際競争力のある操業形態を実現する方向で総合的に対応するものとし、その際、次に掲げるような事項に留意するものとする。

- (1) 省エネ・省人化技術等の積極的導入を行い、操業の効率化による徹底した経費削減を目指すこと。また、消費者ニーズや需給動向を見通した漁獲物の付加価値向上方策等による単価向上を目指すこと。
- (2) 対象資源の資源状況に見合った漁具規模等の漁獲努力量の適正化により、資源の持続的利用を目指すこと。また、小型魚や希少種等の混獲防止技術の開発に取り組み、生態系保全にも配慮した操業形態を目指すこと。
- (3) 慢性的な労働力不足に対応するため、乗組員の労働負担の軽減、安全性の確保、居住性の向上等を推進すること。また、女性乗組員の受け入れも可能となるよう配慮すること。
- (4) フォローアップ調査や普及・広報活動にも積極的に取り組み、新漁業生産方式の定着化を目指すこと。

第5 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項

漁業合弁事業は、これまでにも我が国への水産物の供給、海外漁場の確保、沿岸国の漁業振興等に大きな役割を果たしてきており、今後、世界の水産物需給がひっ迫することが見込まれる中での我が国漁業の将来の在り方の一つとして重要なものである。また、実際の合弁事業に際しては、海外での企業経営の困難さを考慮し、長期的な視野に立って行うことが重要である。このため、国は、漁業合弁事業を促進するに当たっては、我が国漁業への影響に十分配慮しつつ、合弁事業に参加しようとしている我が国漁業者に対して情報提供等を行うものとする。

別表

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
にしん	にしん	0°C以上	15°C以上17°C以下
ししゃも	ししゃも	0°C以上	20°C以下
さけ・ます	からふとます さけ(しろざけ) ぎんざけ さくらます べにざけ	2°C以上	15°C以上20°C以下
たら	まだら	0°C以上	11°C以下
あまだい	あかあまだい	11°C以上	24°C以下
しまあじ	しまあじ	12°C以上	25°C以上29°C以下
ぶり	ひらまさ かんぱち ぶり	8°C以上	25°C以上29°C以下
あじ	まあじ	12°C以上	25°C以上29°C以下
べら	しろくらべら きゅうせん	21°C以上 8°C以上	31°C以下 26°C以下
ふえふきだい	ふえふきだい はまふえふき	15°C以上	24°C以上30°C以下
いしだい	いしだい いしがきだい	8°C以上	24°C以上29°C以下
すずき	すずき	5°C以上	20°C以上30°C以下
いさき	いさき	8°C以上	22°C以上28°C以下
すぎ	すぎ	21°C以上	31°C以下
はた	きじはた やいとはた くえ まはた すじあら	8°C以上 18°C以上 12°C以上 8°C以上 18°C以上	23°C以上29°C以下 31°C以下 32°C以下 23°C以上29°C以下 31°C以下
たい	くろだい みなみくろだい ちだい まだい	8°C以上 19°C以上 8°C以上 8°C以上	24°C以上29°C以下 27°C以上28°C以下 24°C以上29°C以下 24°C以上29°C以下
はたはた	はたはた	1°C以上	12°C以下
さば	まさば	10°C以上	23°C以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
さわら	さわら	15°C以上	25°C以下
まぐろ	くろまぐろ	13°C以上	25°C以上29°C以下
あいなめ	あいなめ	4°C以上	20°C以上29°C以下
かさご・めばる	めばる たけのこめばる むらそい くろそい うすめばる きつねめばる かさご	4°C以上 6°C以上 5°C以上 4°C以上 4°C以上 6°C以上 4°C以上	20°C以上29°C以下 28°C以下 27°C以下 20°C以上29°C以下 20°C以上29°C以下 21°C以下 20°C以上29°C以下
おこぜ	おにおこぜ	4°C以上	20°C以上29°C以下
ひらめ	ひらめ	2°C以上	20°C以上27°C以下
かれい	あかがれい いしがれい まがれい まこがれい めいたがれい まつかわ ほしがれい	2°C以上 2°C以上 2°C以上 2°C以上 6°C以上 2°C以上 4°C以上	10°C以下 20°C以上27°C以下 20°C以上27°C以下 20°C以上27°C以下 20°C以上22°C以下 15°C以上23°C以下 22°C以下
かわはぎ	かわはぎ うまづらはぎ	6°C以上 5°C以上	20°C以上28°C以下 28°C以下
ふぐ	とらふぐ	6°C以上	20°C以上28°C以下
あわび・とこぶし	とこぶし ふくとこぶし めがいあわび くろあわび えぞあわび まだかあわび	8°C以上 15°C以上 8°C以上 8°C以上 1°C以上 8°C以上	28°C以下 29°C以下 23°C以上28°C以下 23°C以上28°C以下 19°C以上24°C以下 23°C以上28°C以下
たかせがい	さらさばてい	15°C以上	30°C以上35°C以下
さざえ	さざえ	10°C以上	23°C以上28°C以下
やこうがい	やこうがい	16°C以上	27°C以上28°C以下
とりがい	とりがい	8°C以上	25°C以上28°C以下
ぱい	ぱい	8°C以上	18°C以上28°C以下
あかがい	さるぼう あかがい	5°C以上	18°C以上28°C以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
たいらぎ	たいらぎ	8°C以上	24°C以上29°C以下
いたやがい	いたやがい	9°C以上	25°C以上28°C以下
ひおうぎ	ひおうぎ	11°C以上	26°C以上28°C以下
ほたてがい	ほたてがい	0°C以上	19°C以上23°C以下
かき	まがき いわがき	5°C以上	20°C以上30°C以下
しゃこがい	ひめじやこ ひれじやこ	17°C以上	27°C以上28°C以下
はまぐり	はまぐり ちようせんはまぐり	4°C以上	20°C以上28°C以下
うちむらさき	うちむらさき	6°C以上	27°C以下
あさり	ひめあさり あさり	-2°C以上	20°C以上28°C以下
ばかがい	みるくい ばかがい	7°C以上 6°C以上	28°C以下 22°C以上29°C以下
うばがい(ほつきがい)	うばがい	-2°C以上	19°C以上22°C以下
あげまき	あげまき	8°C以上	25°C以上28°C以下
くるまえび	くるまえび くまえび よしえび	8°C以上	25°C以上30°C以下
あまえび	ほっこくあかえび	0.5°C以上	11°C以下
ほっかいえび	ほっかいえび	-2°C以上	6°C以上23°C以下
いせえび	いせえび	12°C以上	25°C以上30°C以下
ずわいがに	ずわいがに	1°C以上	14°C以上17°C以下
けがに	けがに	3°C以上	8°C以上10°C以下
がざみ	のこぎりがざみ がざみ たいわんがざみ	8°C以上	24°C以上30°C以下
いか	あおりいか やりいか	17°C以上 6°C以上	24°C以上30°C以下 20°C以上25°C以下
たこ	まだこ みずだこ やなぎだこ	7°C以上 2°C以上5°C以下 2°C以上3°C以下	23°C以上27°C以下 20°C以上23°C以下 12°C以上13°C以下
うに	しらひげうに あかうに	15°C以上 -2°C以上	20°C以上32°C以下 15°C以上29°C以下

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
	ばふんうに えぞばふんうに きたむらさきうに むらさきうに	-2°C以上 -2°C以上 -2°C以上 -2°C以上	15°C以上29°C以下 15°C以上29°C以下 15°C以上29°C以下 15°C以上29°C以下
なまこ	まなまこ	-2°C以上	16°C以上29°C以下
ほや	まぼや あかぼや	2°C以上	18°C以上24°C以下
あおのり	ひとえぐさ	8°C以上16°C以下	
すじあおのり	すじあおのり	8°C以上	29°C以下
もずく	おきなわもずく もずく	18°C以上 8°C以上	27°C以上30°C以下 23°C以上28°C以下
こんぶ	まこんぶ ほそめこんぶ みついしこんぶ	-2°C以上6°C以下	17°C以上24°C以下
わかめ	わかめ	2°C以上14°C以下	27°C以下
ひじき	ひじき	6°C以上	30°C以下
てんぐさ	まくさ おおぶさ なんぶくさ おばくさ	5°C以上	20°C以上28°C以下
のり	まるばあまのり うっぷるいのり あさくさのり すさびのり くろのり	1°C以上13°C以下	
ふのり	ふくろふのり	6°C以上	29°C以下
とさかのり	とさかのり	7°C以上	29°C以下
おごのり	おごのり	8°C以上	26°C以下

(注) 2月及び8月の平均水温は、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物につき、増殖又は養殖を行う海域としての条件の目安を示したもの。

